

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System



調査担当者のための重要判決情報 ～判決は重要な情報の宝庫～

朝倉 洋子 (目黒)

はじめに

国税庁課税部審査室が、「調査担当者のための重要判決情報」を最初に発信したのは、平成16年4月のことでした。

内容は、平成15年4月から同年12月までに言渡しのあった課税関係訴訟事件に係る判決のうち、特に賦課部門における活用を念頭に年間判決数の5%程度を目処に事件を選択し、情報として配布するというものです。

いま、TAINSの日税連税法データベースに収録された重要判決情報を次のように検索すると、そのファイル数は11件に達し、重要判決情報として税務調査に活用されたいと思われる判決は80件に達しています。

【税区分】その他、
【検索範囲】通達、
【キーワード】
重要判決情報……↓11件

では集積された重要判決情報から、私たちは、何を読み取ることができるのでしょうか。

一、判例検索機能の進化

① 平成一六年四月

平成16年4月、第二回の重要判決情報は、判決を重要な情報の宝庫と位置付けた上で、調査担当者の情報検索機能について、次のように述べています。

「本情報は、判決という重要な情報の宝庫の中から、日頃、判決文そのものを目にするこ

とが見取れます。
「平成17年8月に導入された「判例等データベース」や平成19年6月に運用開始された「税務情報データベース検索システム」により、各自のパソコンで過去の判例等の検索が可能となっております。以下略。」

調査担当者に対する判決等の情報提供は、その重要性に鑑み、年を追って着々とIT化が進んでおり、使いこなされているところから、税理士の側にも、さらなる情報の集積が求められるところと見られます。

本年5月26日開催の全国国税局課税部長会議の配席図では、初めて、国税争訟分析官が会議に出席しており、判決の分析が重要になってきました。

【税区分】その他
【検索範囲】通達
【キーワード】
国税争訟分析官……↓1件

二、税務調査の最新情報

最新の全国課税部長会議資料や国税局長会議資料によると、税務調査における3つの柱は「富裕層」「無申告事案」「国際化」となっています。

キーワード「富裕層」で検索してみましょ。34件もヒットします。

【税区分】その他
【検索範囲】通達
【キーワード】富裕層

③ 平成二一年九月

平成21年9月には、税務情報データベース検索システムが稼働し、調査担当者各自が、過去の判例等を自在に検索することができるようになったとい

う。いわゆる富裕層への対応としての継続2管理対象者への調査については、資産運用の解明や

譲渡代金の使途の把握も必要であることから、個人・資産課税部門において、金融機関調査等を確実に実施し、将来の相続税の適正課税を実現していく観点から調査時における資産の保有状況の把握などの情報収集を行っている。

また、調査に当たっては、親族間の生前贈与の事実の把握にも留意し、適正課税に努めたほか、必要に応じて、適時適切に連携を図るよう体制の構築に努めることとした。

なお、富裕層への調査には、資料情報が重要であることから、資料源開発も積極的に実施した。

三、「富裕層」の定義

ここで、気になる「富裕層」の定義ですが、残念ながらその部分は、黒塗りされていて読むことはできません。これは、情報公開法5条各号に掲げられている不開示情報に該当し、公にすることにより、国や自治体の事務に支障を及ぼすおそれがあるという理由によるものである。

それでは、「富裕層」について、情報を採すにはどうしたらいいでしょうか。
国税庁のシンクタンクである税務大学校は、税務の新しいテーマについて、先駆けて重要な研究を行っています。
<http://www.nta.go.jp/nrc/kenkyu/nonsou.htm>

税大論議の60号には、「高所得者申告者・大規模法人の行動と税務行政への示唆」という論文が掲載されています。

この論文では、税務大学校調べによる2007年の確定申告実績値を用いて、合計所得金額が5千万円超の者が合計所得金額2千万円超のグループの算出

「平成23事務年度における課税部の事務運営に当たり特に留意すべき事項について」という指示文書は、審理事務の充実を掲げ、課税処分について訴訟が提起されると、税務行政の適法性が公開の法廷で問われ、その結果は税務行政全体に大きく影響することになるとした上で「審理能力の向上のため、①判決や裁判において取り消された事案の調査審理上の問題点、②判決において新たに示された法解釈、③事実認定に関する裁判所や審判所の考え方などの情報を基に、審理専門官等を活用するなどしてより実践的な研修を実施することにより、人材育成を図る。」としています。

四、特留通達

「平成23事務年度における課税部の事務運営に当たり特に留意すべき事項について」という指示文書は、審理事務の充実を掲げ、課税処分について訴訟が提起されると、税務行政の適法性が公開の法廷で問われ、その結果は税務行政全体に大きく影響することになるとした上で「審理能力の向上のため、①判決や裁判において取り消された事案の調査審理上の問題点、②判決において新たに示された法解釈、③事実認定に関する裁判所や審判所の考え方などの情報を基に、審理専門官等を活用するなどしてより実践的な研修を実施することにより、人材育成を図る。」としています。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室
03・5496・1416

顧問先と会計事務所のNextへ

中規模企業向けERP売上3年連続No.1*を誇るMJSが、会計事務所向けに総力を結集した最強のプロフェッショナル・ツール。

ACELINK NX-Proは、事務所管理システムを中心に、関連するあらゆる情報の一貫管理を実現する統合管理ERPシステム。蓄積された顧問先情報を分析・活用することで、事務所経営の最適化が図れます。次世代会計事務所システムとして、MJSが会計システムやERPの技術とノウハウのすべてを注ぎ込んだ会計プロフェッショナルのための最強ツールです。

*ミツ経済研究所「基幹業務パッケージソフトの市場展望2010年版」より。年商5～100億円の中規模企業におけるERPシステムの出荷金額ベース。

会計事務所向けERPシステム ACELINK NX-Pro[®] 新登場

(今までの業務スタイルを変えることなく導入。)
ここにもMJSならではの経験と技術。

詳しくは今すぐ

ACELINK NX-Pro 検索



MJS

株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 〒163-0648
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

会計事務所には、 会計事務所の ERPがある!



会計事務所の経営基盤として、
CRMの考え方に基ついた最強のERPシステム
ACELINK NX-Pro。

ACELINK NX-Pro
「事務所経営の最適化」を支援する会計事務所版ERPシステムです。製品名のNXは「NEXT(次世代)」、Proは「Professional(専門家)」の略であり、次世代の会計事務所を強力に支援することを意味します。
●ACELINK NX-Proは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

発売以来
称賛の声!